

賃金引上げに向けた取組について

- 内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び公正取引委員会の合意（※）に基づき、中小企業等が賃金引上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる環境を整備するため、政府一体となって取組を開始することとされました。
- 政府としては、成長と分配の好循環を実現するため、地域経済の雇用を支える中小企業等が適切に価格転嫁を行い、適正な利益を得られるよう、環境整備を行っており、労働基準監督署においても、労働条件向上相談窓口を設置し、各事業場における労働基準関係法令の遵守や賃金引上げに向けた労働環境の自主的な改善の促進に向けて、その労働環境の実情に応じたきめ細かな支援等を行っています。
- つきましては、事業主の皆様におかれましても、賃金引上げに向けた環境整備の取組が進められていることや社会的にも賃金引上げが求められていることをご理解いただき、労使で話し合っていただくなどして、労働者の賃金引上げについてご検討いただくようお願いいたします。

（※）「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」
詳細については、こちらのQRコードのリンク先の別紙2をご覧ください。

（URL） https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/partnership_torikumi_set.pdf



各省庁における取組については、こちらをご参照ください。

（URL） https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/partnership/index.html

